

【経営企画課】

区分	確認した事実	指摘などの内容	
一般調査	資金前渡事務	精算事務の遅延	適正な事務処理を行うこと ※契約事務①、②は令和3年度定期監査内部統制要請事項
	契約事務	①契約書への収入印紙貼付漏れ ②見積書を請書とする際の業者の記名押印漏れ	
	財産管理事務	備品の登録漏れ	
	負担金、補助金及び交付金の支出状況	補助金交付申請書兼実績報告書が事業終了前に提出されている。	
特別調査	前回定期監査指摘事項の改善	2件の未改善事項あり	速やかに改善すること
	課(係)の配置人員と説明指標の推移 ※説明指標…課が職員数との関わりが深いとして掲げる業績など	担当業務量、組織体制の相違などを理由に他市との比較、適正性の判断のいずれも未実施 ※監査側の質問に対し、行政改革推進係から「工数による業務量試算」などが追加的に示された。	説明指標を活用し、業務執行のあり方を含む他市との係単位、部門単位での客観的水準比較を行うことで、職員配置の適正性の検証が可能となる。特に庁内の行革をリードする立場から、他部署の模範を示すべき。なお、工数による判断は事務の現状肯定につながり、適正性の検証にはなじまない。
	行政監査指摘事項の改善(H29「指定管理者制度」)	①導入効果検証結果を、監査が決算審査意見書で公表する「外部委託の状況」で代替している。 ②指定管理者選定委員会の外部委員構成比率が低下(R1:72%▶R3:50%) ③指定管理料の決定について、他団体の同例、同規模施設との比較を運用指針で求めている。 ④現地調査は3か月に1度が適正と認識	①導入効果は各課での毎年度の検証をもとに公表すべきである。 ②透明性・公平性・客観性の点から、所管部長を委員とせず外部委員の比率を増やすべき。 ③共通項目の実績比較や事業内容相違の把握が一定の検証材料となる。指定管理料決定の客観的妥当性を高める運用指針の工夫をするべき。 ④市と指定管理者との緊張関係を保持するため、現場に出向く機会を増やす工夫を指針に盛り込むべき。
第7次行革のあり方について	①庁内での周知方法などに懸念がある。 ②実施計画の取り組みが28項目に限定 ③独立機関(監査など)の取り組みを計画から除外する理由が不明確	各部署の自主的・先進的取り組みや独立機関の取り組みも取り込み、全市的計画とすべき。毎年度、成果や改善点の全容を市民にわかりやすく公表することを要する。	

【高齢障害課】

区分	確認した事実	指摘などの内容	
一般調査	委託料の支出状況	契約書で定めた事業報告書の提出遅延	適正な事務処理を行うこと
	負担金、補助金及び交付金の支出状況	前払金の会計管理者へのてん末報告漏れ	
特別調査	課(係)の配置人員と説明指標の推移	≪高齢障害係≫職員数や説明指標による他市比較を実施。家族などからの相談や困難事例が増加し、専門職員の増員が必要であるとの認識 ≪障害者支援係≫職員数を中心に他市比較を実施。虐待や行方不明者の対応などの特殊事情が多く、人員不足との認識	真摯に職員配置とその適正性の分析が行われ、一定の評価ができる。 なお、障害者支援係は説明指標も活用し、業務執行のあり方を含む他市との係単位、部門単位での客観的水準比較を行えば、職員配置の適正性の検証効果が高まる。
	行政監査指摘事項の改善(H29「指定管理者制度」)	直近3年間の収入や費用のみで指定管理料を決定し、施設内容や実施事業などの相違から他団体施設との比較は困難として未実施	施設利用者数など共通項目の実績比較や事業内容の相違把握が一定の検証材料になる。指定管理料決定の客観的妥当性を高める工夫をすること。

【建築住宅課】

区分	確認した事実	指摘などの内容	
一般調査	契約事務	①契約書に貼付する印紙税額の誤り ②見積書を請書とする際の業者の記名押印漏れ	適正な事務処理を行うこと
	財産管理事務	①登録備品と現物の不一致、廃棄漏れ ②郵便切手の不統一管理 ③郵便切手保管残高が適正範囲を逸脱	郵便切手の過剰な保管残高については郵便業務を所管する総務課や財政課と協議すること ※契約事務①、②は令和3年度定期監査内部統制要請事項
	前回定期監査指摘事項の改善	2件の未改善事項あり	速やかに改善すること
特別調査	行革の取り組み実績と効果	量的な面での工夫が必要である。	効果額が算定可能な場合は数値化し、行革取り組みの成果として市民に報告すべきである。
	課(係)の配置人員と説明指標の推移	他市との比較分析が未実施で、その理由も示されていない。	説明指標を活用し、業務執行のあり方を含む他市との係単位、部門単位での客観的水準比較を行うことで、職員配置の適正性の検証が可能となる。

監査結果を公表します

代表監査委員 丸谷 芳昭 監査委員 柿田 孝子 (前任の今村委員は5月1日に退任)

リスクを重視した多様な監査を実施しています。今号では、令和4年度の工事監査と定期監査の結果をお知らせします。

工事監査
 ■対象工事 田川東中学校校舎棟新築工事・田川西中学校校舎棟新築工事
 ■対象部署 新中学校再編推進室
 ■監査期間 令和4年6月28日～令和4年10月31日

1 監査の主な実施内容(着眼点)

主な調査事項
(1)工事が法令などに従い適切に施工されているか、(2)安全性が確保されているか、(3)効率性や経済性は問題ないか、などを主眼とし、計画、設計、積算、契約、施工などについて、資料の点検と現場での実査を行い、関係者に説明を求めた。なお、技術調査業務を民間法人に委託し、専門的見地から指導や助言などを受けた。

2 事業費の内訳

田川東中学校校舎棟新築工事業費	田川西中学校校舎棟新築工事業費												
2,783,374,000円	3,795,168,300円												
財源内訳													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>国庫支出金 (公立学校施設整備負担金等)</th> <th>起債 (過疎対策事業債)</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,074,276,000円</td> <td>1,707,658,000円</td> <td>1,440,000円</td> </tr> </tbody> </table>	国庫支出金 (公立学校施設整備負担金等)	起債 (過疎対策事業債)	一般財源	1,074,276,000円	1,707,658,000円	1,440,000円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>国庫支出金 (公立学校施設整備負担金等)</th> <th>起債 (過疎対策事業債)</th> <th>一般財源</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1,228,774,000円</td> <td>2,565,104,000円</td> <td>1,290,300円</td> </tr> </tbody> </table>	国庫支出金 (公立学校施設整備負担金等)	起債 (過疎対策事業債)	一般財源	1,228,774,000円	2,565,104,000円	1,290,300円
国庫支出金 (公立学校施設整備負担金等)	起債 (過疎対策事業債)	一般財源											
1,074,276,000円	1,707,658,000円	1,440,000円											
国庫支出金 (公立学校施設整備負担金等)	起債 (過疎対策事業債)	一般財源											
1,228,774,000円	2,565,104,000円	1,290,300円											



3 監査結果

監査を行った限りにおいて、工事は法令などに従い概ね適正妥当であると認められる。特記事項は以下のとおり。

項目区分	結果内容
設計概要	独自色としてロッカーの教室外設置や教室サイズの統一、生徒と職員のコミュニケーションを図る場として職員スペース・多目的スペースなどを設置。近年学校内プールが廃止されているため、プールは未設計
耐震強度	新耐震基準に準拠し、震度6強から7程度の地震に対しても安全であることを確認
特記仕様書	品質の確保基準を明確にし内容を示していることは評価される。
工程管理	全体工程表や工事日報などを審査、計画どおりに工程が進捗し、適切であることを確認
品質管理	材料に関する試験・検査報告書や品質規格証明書などを審査、適切であることを確認
施工管理	市担当者・工事管理者・施工業者による会議実施状況、工事記録写真などの整備状況を審査、適切であることを確認

定期監査
 ■対象部署 経営企画課、高齢障害課、建築住宅課
 ■対象事項 令和3年度を中心とする財務などの執行状況
 ■監査期間 令和5年1月20日～令和5年5月30日

1 監査の主な実施内容(着眼点)

主な調査事項	
一般調査項目	リスクの評価を行い、次の項目を抽出 (1)資金前渡事務 (2)契約事務 (3)財産管理事務 (4)委託料の支出状況 (5)負担金、補助金及び交付金の支出状況
特別調査項目	市民の信頼確保のうえで監査委員が特に重要視する次の項目を抽出 (1)行革の取り組み実績と効果など (2)配置人員と説明指標の推移 (3)3/31付け支出負担行為の状況 (4)職場での人材育成上の問題点 (5)平成29年度行政監査(指定管理者制度)での指摘事項の措置が未了または不十分なもの など